

相談窓口

セクシュアルマイノリティ相談

「性に疑問や違和感がある」、「誰かに自分のことを知ってほしい」、「カミングアウトを受けたが、どうすればいいの？」など、性のあり方について、本人だけでなく、家族や友人、同僚や教師などの方を対象とした相談窓口です。

令和2（2020）年4月1日からは、「伊丹市立男女共同参画センターここいろ」にて、実施しています。

第1・第3金曜日 15:00～18:00

相談電話番号：072-767-1012

相談は、電話相談の他、メール相談も随時受け付けています。詳しくは男女共同参画センターここいろのホームページをご確認ください。



「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行について

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に向けて、令和5（2023）年6月23日、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が交付、施行されました。詳しくは下記のQRコードよりご確認ください。



伊丹市



内閣府（条文）

伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課
伊丹市千僧1丁目1番地
電話番号：072-784-8077 FAX:072-780-3519

20250401(7)

伊丹市は令和2（2020）年5月15日

伊丹市同性パートナーシップ宣誓制度

を実施しています。

伊丹市では、性の多様性に関する理解のさらなる広がり、誰もが互いの多様性を認め合い、自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現のため、同性パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

パートナーシップ宣誓制度とは・・・

互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを市長に宣誓した同性カップルに対し、市長が、これを証して、受領証をお渡しするものです。

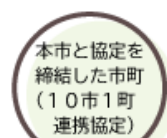
同性カップルの人は、病院での面会や治療、住宅入居を始め、パートナー、家族としての関係が求められる様々な場面で、この受領証の提示により、夫婦と同様の関係性を理解されやすくなります。

◇対象者の要件

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合い、支え合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティのお二人で、次のすべてを満たしている方とします。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市に住所を有し、又は概ね1か月以内に本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 近親者でないこと（養子縁組は除く）。

自治体連携について



令和3

2021年4月6日
尼崎市、西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

令和5

2023年4月1日
丹波市、丹波篠山市

令和6

2024年1月1日
淡路市



令和6

2024年4月1日
大阪・京都・兵庫
自治体連携開始

令和6

2024年11月1日
全国の自治体へと
連携拡大

※最新の情報は、ホームページをご覧ください。

どんどん
広がっていく
パートナーシップの輪



自治体連携が
拡大しました！

せい たようせい
「性の多様性」
って
なんだろう？



性のあり方は、十人十色。
誰もが自分らしく生きられるまちにする
ため、その人らしさである性の多様性に
ついて知り、考えましょう。

itami
伊丹市

性の多様性って？

一般的に、性は「男性」「女性」に分けて考えられますが「性」のあり方は、もっと多様なものとして、以下の4つの要素で捉えることができます。

からだの性別だけでなく、心の性別もあります

好きになる性別は異性だけじゃありません

性のあり方は、人それぞれ性は、いろいろあります

からだの性

身体つき、性遺伝など

性自認・こころの性

自分の性別をどう思うか

社会的な性(性表現)

服装、しぐさ、言葉遣いなど

性的指向(好きになる性)

好きになる相手の性別

一人ひとりに個性があるように、性のあり方もさまざまです。「からだの性」と「性自認・こころの性」が異なる人や、「性的指向(好きになる性)」が異性でない人もいます。

このように、性のあり方が少数派の人たちを「性的マイノリティ」や「LGBT」と呼ぶことがあります。「LGBT」とは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシャル(両性同性愛者)、トランスジェンダー(生まれ持った性と異なる性を生きる人)の頭文字をとって、組み合わせた言葉で、性的マイノリティの総称の一つとして国際社会で定着している言葉です。

「LGB」は性的指向に関するマイノリティ、「T」は性自認に関するマイノリティを指しています。

全ての人の性のあり方を指す言葉。SOGI^{ソジ}

LGBT 以外にも、男女どちらともに恋愛感情を持たない人、自分自身の性を決められない人や分からない人などもあります。

そうしたさまざまな性のあり方を示す言葉として、「SOGI(ソジ)」が生まれました。

「SOGI」は、「性的指向(Sexual Orientation=SO)」と「性自認(Gender Identity=GI)」の頭文字を取ったものです。

LGBT のようにマイノリティだけを表現する言葉ではなく、性別を大きく捉え、全ての人の性のあり方に関わる概念として使われるようになっていきます。

性的マイノリティの人でもそうでない人も「SOGI」の中で生きてるんだよ

だから一人ひとり違っていいんだね

そうだよみんな違って当たり前ということを認め合うことが大切なんだね

正しい知識と関心を持つことが大切です

こんなこと言ってませんか？

本人の了解を得ず、第三者に暴露する行為のことを「**アウティング**」(下図参照)と言います。公にしたいくない性的指向や性自認を暴露されることは、精神的苦痛を被ることになりかねません。アウティングなど、性的指向や性自認に関しての差別や嫌がらせ(=ハラスメント)を“SOGI(ソジ)ハラ”と言います。

Aからゲイだって打ち明けられちゃったんだ

ほかのヤツには言うなよ!!

「多様な性について考えよう！～性的指向と性自認～」
(法務省: <http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>)の一部を加工して作成(上図、右上図)

悪意のない言葉で傷つけることもある

例えば、性的マイノリティの人を侮辱する発言や、中性的な外見の人等のことを陰でうわさ話をするなど、**だれもが加害者にも被害者にもなりうるのが、SOGIハラ**です(下図参照)。男女雇用機会均等法の改正により2020年6月から事業主に対し防止対策が義務付けられているセクシュアルハラスメントには、このSOGIハラやアウティングが含まれます。



変わろう!

●差別的な言葉を使わない

同性同士の仲の良さや、女性らしくない、男性らしくないといったことで、からかうような、差別的な発言はやめよう!

●異性愛を前提としない

異性愛を想定した質問(「彼氏・彼女はいるの?」など)など、相手の好きになる性別を勝手に決めつけるようなことはやめよう!

考えよう!

差別的な言動を見かけたときは、「何がおかしい」のか伝えてあげましょう。

性的マイノリティの人から相談等を受けたときは、「何に困っているのか」を聞き、一緒に考えましょう。

相手を思いやり、ハラスメントにならないようなコミュニケーションが必要です。